

第2章 全体方針

1. 整備の基本理念及び基本方針

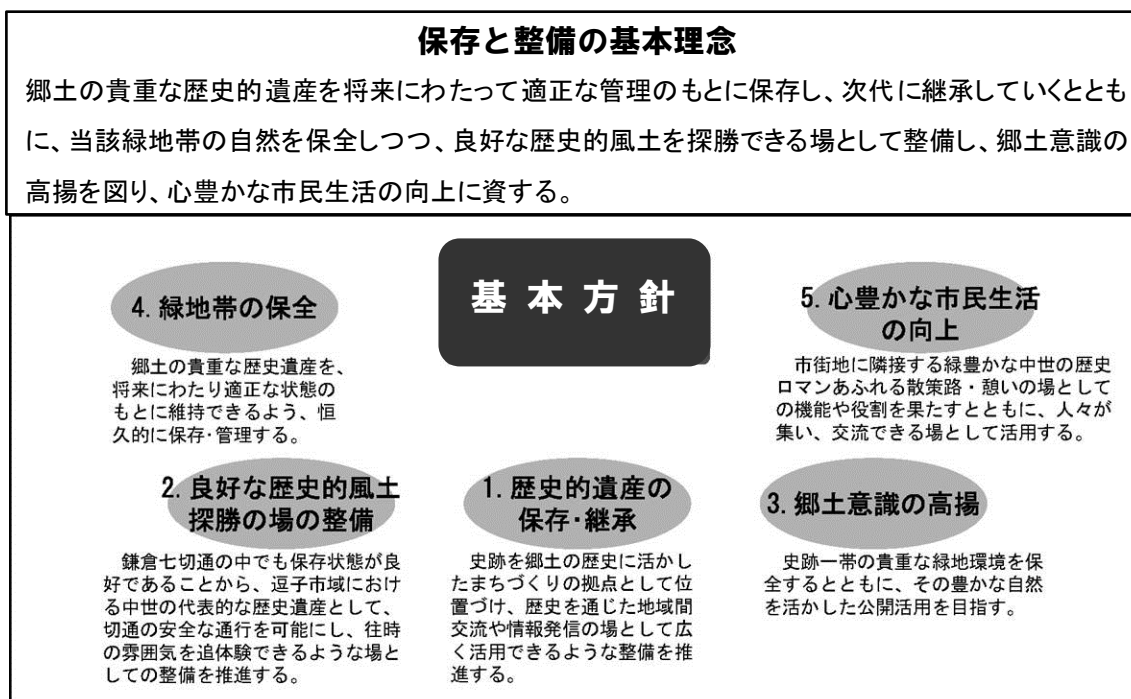
平成17年3月に刊行された「史跡等整備のてびき」では、基本方針を定める際の5つの柱が掲げられている。

■「史跡等整備のてびき」が掲げる整備方針策定の5つの柱

1. 本質的価値の確実な保存と次世代への伝達
2. 本質的価値の顕在化
3. 地域的文脈を踏まえ文化財の連鎖に着目した整備
4. 地域に根ざし、保存と調和した望ましい活用の方策
5. 地域づくり及びまちづくりの核として位置付け、歴史及び文化の側面からの適切な誘導

本史跡における史跡整備の基本理念および基本方針は、同じく平成17年3月に策定された「整備基本計画」において以下のように示されている。

■「整備基本計画」が掲げる本史跡の整備の基本理念と基本方針



「整備基本計画」が掲げる整備の基本方針は、「史跡等整備のてびき」の5つの方針に沿って策定されており、本実施計画はこの整備の基本方針に沿って策定するものである。

2. 本史跡における本質的価値の分類

史跡名越切通の本質的価値を構成する主要素は、「地上に表出している遺構（歴史的な人為的地形）」（切通道、やぐら、切岸、平場）、「自然地形」（丘陵）、「地下に埋蔵されている遺構・遺物」（遺構＝柱穴、茶毘址、火葬址、石切遺構等、遺物＝中世の原位置を保った石塔類等）である。これらの本質的価値のうち、自然地形（丘陵）を除く地上・地下に分布する遺構・遺物が集中的に確認されている範囲を「歴史空間ゾーン」と定義し、さらに分布する遺構の性格の違いによって「A区：切通」「B区：まんだら堂やぐら群」「C区：大切岸」の3つに区分する。

それ以外の範囲は、公開活用や管理運営のための施設を設置する範囲「D区：公開活用・管理運営施設ゾーン」と、自然地形（丘陵）を含み、現状の地形と植生の維持を基本とする範囲「E区：緑地景観保全ゾーン」に区分する。

各ゾーンの範囲と本質的価値を整理して表2－1に示す。

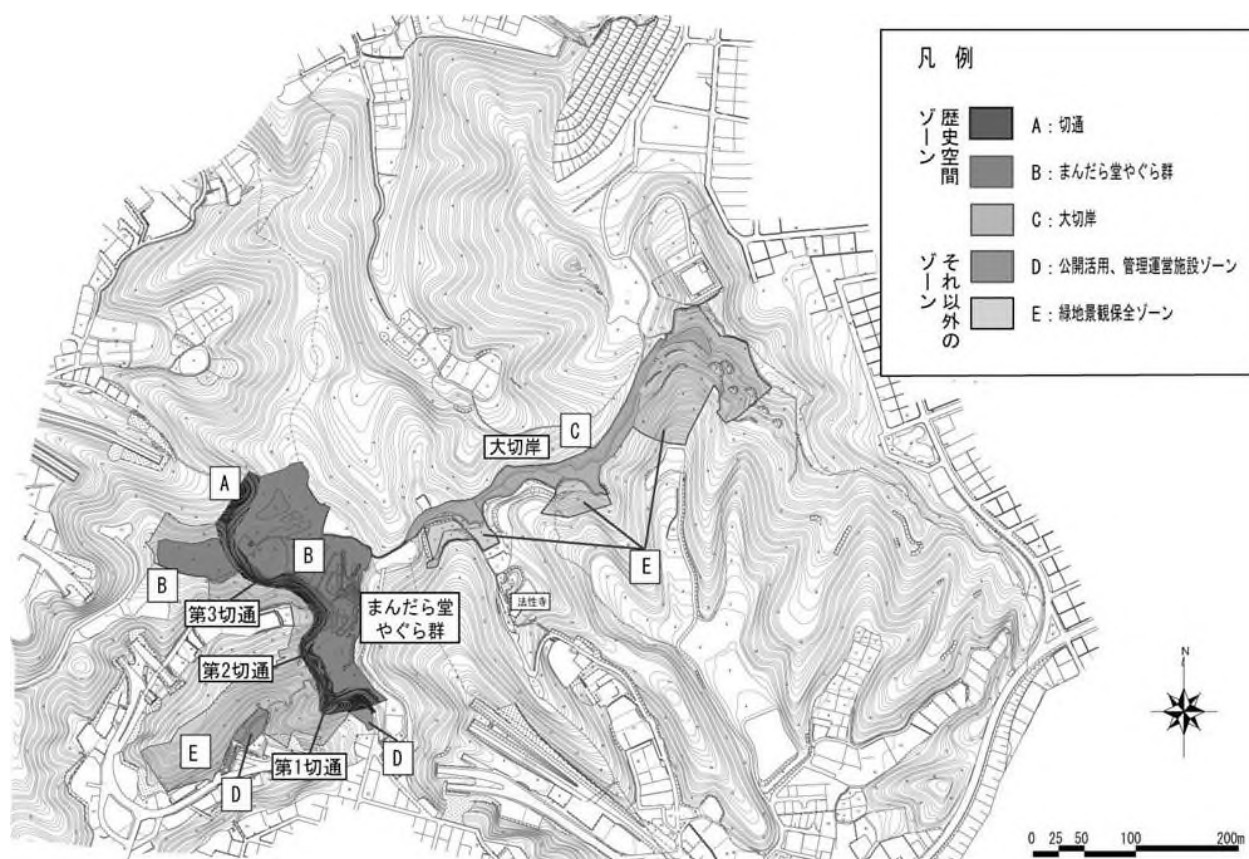


図2－1 本質的価値の分類によるゾーニング

表2-1 各ゾーンの範囲と本質的価値

ゾーン		ゾーンの範囲	本質的価値
歴史空間ゾーン	A区：切通	第1切通、第2切通、第3切通とそれらを結ぶ尾根道からなる交通遺跡	①地上に表出している遺構（切通道、やぐら、平場） ②自然地形（丘陵）
	B区：まんだら堂やぐら群	切通道の東側一帯の多数のやぐら群からなる葬送遺構、及び切通道の東西に分布する平場と切岸	①地上に表出している遺構（やぐら、平場、切岸） ②自然地形（丘陵） ③地下に埋蔵されている遺構・遺物（やぐら、火葬址、柱穴、原位置を保った石塔類等）
	C区：大切岸	史跡指定地の東側半分に位置する石切遺構・防衛遺構	①地上に表出している遺構（大切岸、平場、切岸） ②自然地形（丘陵） ③地下に埋蔵されている遺構（石切遺構）
上記以外のゾーン	D区：公開活用・管理運営施設ゾーン	史跡指定地南側の出入口に位置する2箇所の用地	該当なし
	E区：緑地景観保全ゾーン	上記A～D区以外の史跡の緑地帯	①地上に表出している遺構（平場、切岸） ②自然地形（丘陵） ③地下に埋蔵されている遺構（石切遺構等）

3. 各ゾーンの整備のコンセプト

前項に示した「本質的価値の分類」によるゾーニングに基づき、各ゾーンの特徴を整理し、整備のコンセプトを立案した。

表2-2 各ゾーンの特徴と整備のコンセプト

ゾーン		ゾーンの特徴	整備のコンセプト
歴史空間ゾーン	A区：切通	鎌倉と三浦半島方面を結ぶ要衝として、中世に開鑿された「名越切通」を含むゾーン。第1切通、第2切通、第3切通とそれらを結ぶ尾根道からなる。中世に開鑿されて以来、拡幅や改修を繰り返しながら今日まで道として利用されている。	切通は、来訪者が自由に、かつ安全に通行しつつ、古道の面影を偲ぶことができるように整備し、公開する。
	B区：まんだら堂やぐら群	中世の鎌倉地域で見られる特徴的な葬送形態であるやぐらが、140基以上群をなす「まんだら堂やぐら群」ゾーン。多数のやぐらと平場によって構成される。また、第3切通北側には、防衛機能としての性格を想起させる人為的に造成された平場と切岸が分布する。	やぐら群は、来訪者が中世の葬送をめぐる精神世界を体感できるように整備し、公開する。 平場と切岸は、その人為的な地形の意味を来訪者が理解できるように顕在化し、公開する。
	C区：大切岸	史跡指定地の東側半分に位置し、800m以上にわたって高さ2～10mの崖面が連続する「大切岸」と大規模な石切場跡からなるゾーン。大切岸は、要害としての性格をも想起させる石切遺構である。	大切岸、石切場跡は、その壮大さ、雄大さを実感できるように整備し、公開する。
上記以外のゾーン	D区：公開活用・管理運営施設ゾーン	史跡指定地南側の出入口にあたり、公開活用・運営管理のための施設設置に適した用地。	史跡指定地の出入口部分には、公開・活用や運営・管理のために必要な施設を、歴史的景観との調和を図りつつ、適切に設置する。
	E区：緑地景観保全ゾーン	上記A～D区以外で、中世都市鎌倉の外縁部を形成する丘陵とその景観を保全する緑地帯。	緑地帯は、積極的に環境を保全し、植生を健全に維持する。原則として来訪者の立ち入りを禁止する。

4. エリア区分の再編成（整備基本計画の見直し）

当史跡指定地内は、平成16年度に策定した「整備基本計画」において、分布する本質的価値を構成する要素（遺構・遺物）の違いや地形（平場、崖面、斜面等の違い）、現在の利用状況、等によって16のエリアに分類されている（図2-2上図参照）。本実施計画では、整備の対象となるエリアを見直し、それらの中で一連の範囲として整備し公開するエリアについては統合して、11のエリアに再編成した。

具体的な変更点は、以下の通りである。

① A区：切通

「整備基本計画」では、「A-1：第1切通」「A-2：第2、第3切通」をそれぞれ一つのエリアに位置づけ、その間を結ぶ尾根道を「A-3：それ以外の切通路」としていた。そのため、A-2、A-3エリアに該当する場所が、それぞれ複数箇所存在することになり、どこの場所を指しているのかわかりにくかった。そこで、本実施計画では、A区を南側から順に、第1切通から第2切通手前までの範囲「A-1：第1切通」、第2切通から第3切通手前までの範囲「A-2：第2切通」、第3切通から北側の範囲「A-3：第3切通」に区分した。

② B区：まんだら堂やぐら群

「整備基本計画」では、ゾーン内の「やぐら群」と「平場」を区別し、6つのエリアに細分化している。しかし、やぐら群とその前面平場は、考古学的に密接に関連しており、一体のエリアとして整備し、公開することが望ましいため、まんだら堂やぐら群の中心的な範囲と想定されるエリア（「鎌倉側斜面のやぐら群、平場」及び「第3切通横の平場、やぐら群」の西側平場以外のエリア）を統合し、「B-1：まんだら堂やぐら群」エリアとした。そして、残る「鎌倉側斜面のやぐら群、平場」を「B-2：東平場」エリア、「第3切通横の平場、やぐら群」のうち西側の平場を「B-3：西平場」エリアに再編成した。

③ C区：大切岸

「整備基本計画」では、「大切岸」本体と「大切岸下の平場」を区別し、さらに「法性寺の墓地」、「それ以外の平場及び緑地帯」の4つのエリアに細分化している。しかし、大切岸は大切岸下の平場から見る事ができるよう一体のエリアとして整備し、公開することが望ましいため、「大切岸」と「前面平場」を「C-1：大切岸」エリアに統合した。また、大切岸の北東側に位置する大規模な石切場跡を公開対象遺構に位置付け、新たに「C-2：石切場跡」エリアとして区分した。なお、それ以外の「法性寺の墓地」「それ以外の平場及び緑地帯」エリアは、整備の対象としないため、現状保存を基本とする「E区：緑地環境保全ゾーン」に位置づけた。

④ D区：公開活用・管理運営施設ゾーン

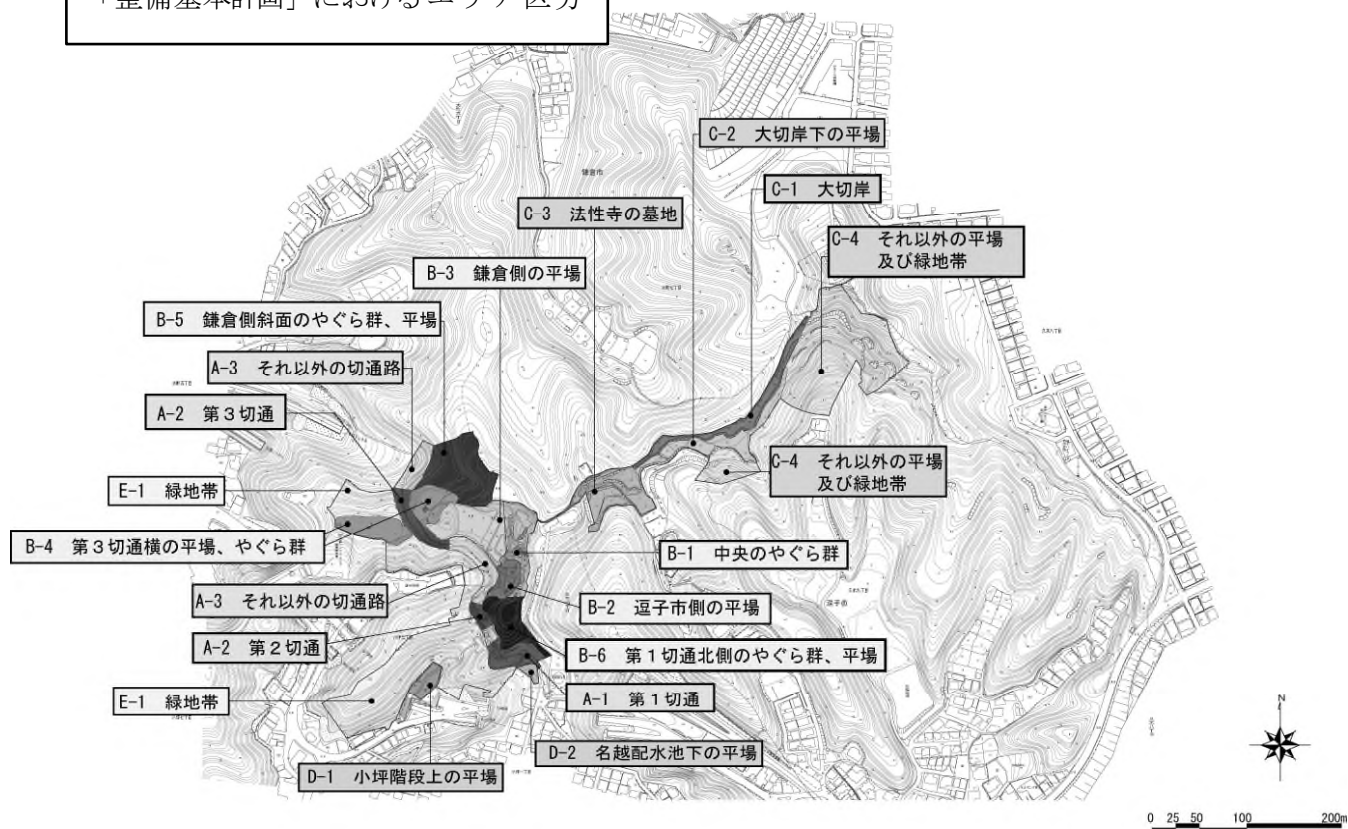
「整備基本計画」で「小坪階段上の平場」としていたエリアは、切通道へ続く階段道の補修等の整備が必要となることを踏まえ、階段部分もエリア内に含めることとして、エリアの範囲を修正した。

⑤ E区：緑地景観保全ゾーン

上記A～D区でエリアに区分されなかった範囲は、整備の対象としないことから、現状保存を基本とする「E区：緑地景観保全ゾーン」に区分した。

「整備基本計画」におけるエリア区分と本実施計画に示した新エリア区分の比較を図2-2に示す。

「整備基本計画」におけるエリア区分



本実施計画におけるエリア区分

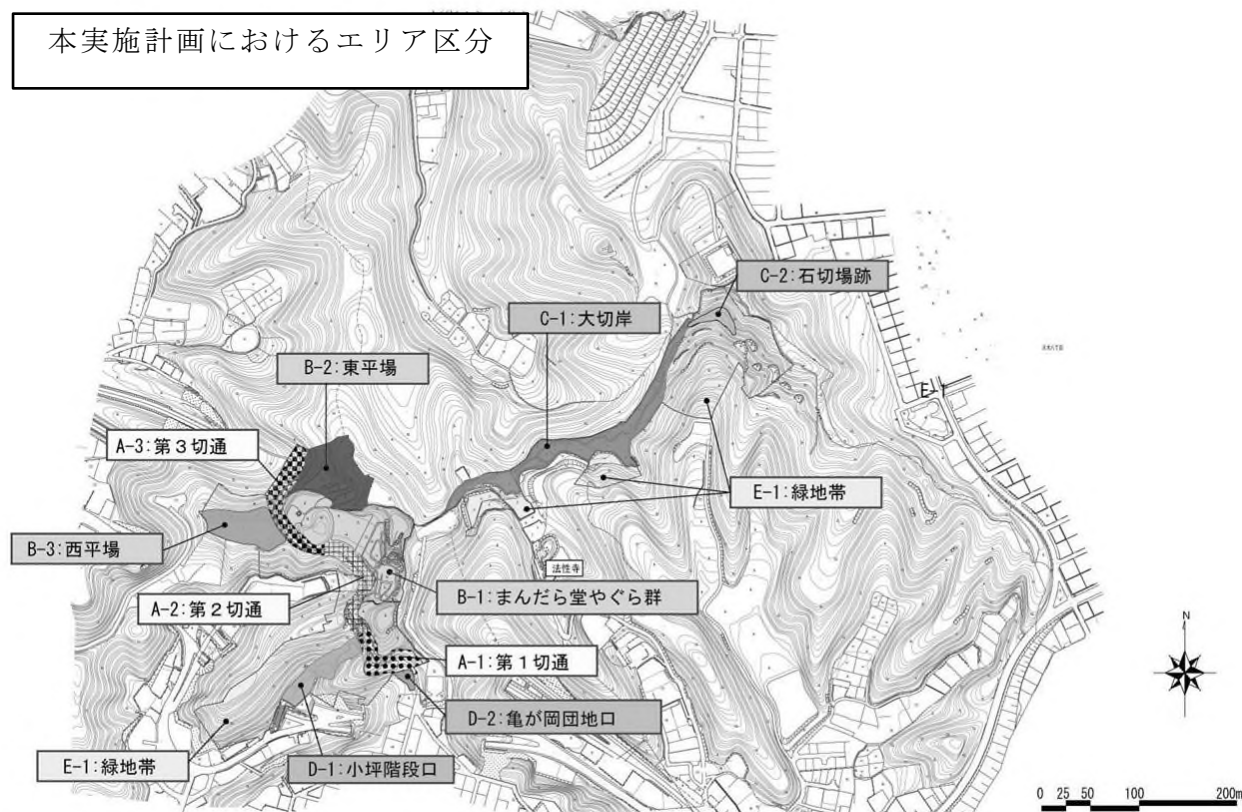


図2-2 エリア区分図（上：「整備基本計画」におけるエリア区分、下：本実施計画におけるエリア区分）

5. 各エリアの整備方針

再編成した各エリアについて、整備の対象となる遺構・遺物を整理し、整備方針を示す。なお、各整備方針は、特に修正の必要がない限り、整備基本計画に示された「整備基本方針」を踏襲し、補足したものである。

表2-3 各エリアの整備方針（A～B区）

ゾ ー ン	エリア	本質的価値を構成する主要要素	整備の対象となる遺構	エリアの整備方針
歴史空間ゾーン	A区 切通	① 歴史的な人為的地形（切通道、やぐら、平場） ② 自然地形（丘陵） ③ 埋蔵遺構（未確認）	A-1：第1切通 地上（切通、やぐら） 地下（該当なし）	・狭あいな切通道の雰囲気を感じられるよう、遺構を保存し、かつ、通行の安全を確保する。 ・第1切通は、対策工事後のモニタリング、追加工事を実施する。
			A-2：第2切通 地上（切通） 地下（該当なし）	・切通道は、歴史的空間を感じられるよう、遺構を保存し、かつ、通行の安全を確保する。 ・遺構（切通）の所在と価値を明示する。
			A-3：第3切通 地上（切通、やぐら） 地下（該当なし）	・切通道は、歴史的空間を感じられるよう、遺構を保存し、かつ、通行の安全を確保する。 ・遺構（切通）の所在と価値を明示する。
	B区 まんだら堂やぐら群	① 歴史的な人為的地形（やぐら、平場、切岸） ② 自然地形（丘陵） ③ 埋蔵遺構（やぐら、火葬址、柱穴、切石敷遺構等） ④ 埋蔵遺物（原位置を保った石塔類等）	B-1：まんだら堂やぐら群 地上（やぐら、平場） 地下（やぐら、火葬址、柱穴、切石敷遺構等）	・当面は、崩落や損壊の危険性が高いやぐらの保存処理を講じ、保存処理工事が終了したエリアから公開する。 ・来訪者が、中世の葬送や信仰の世界を感じられるように整備するとともに、考古学以外の目的の来訪者も集客できるような整備を行う。 ・史跡としての景観に悪影響を与えているエリア内の構築物及び樹木は、伐採・撤去する。 ・やぐらの保存と来訪者の安全性の確保の観点から、やぐら内とその上部への立ち入りを禁止し、平場やビューポイントからの眺望を確保する。 ・将来的には、考古学調査の結果に基づき、地下遺構の表現整備を実施する。
			B-2：東平場 地上（平場、やぐら） 地下（やぐら、石切跡、土坑状遺構等）	・当面、連続する平場は、人為的な地形を来訪者が理解できるよう顕在化させ、空間の利用形態を表現する。 ・将来的には、今後の考古学調査の進展に応じ、地下遺構の表現整備の実施を検討する。
			B-3：西平場 地上（平場、切岸） 地下（火葬址、柱穴、土坑状遺構等）	・当面、連続する平場は、人為的な地形を来訪者が理解できるよう顕在化させ、空間の利用形態を表現する。 ・将来的には、考古学調査の結果に基づき、地下遺構の表現整備を実施する。

表2-4 各エリアの整備方針（C～E区）

ゾ ー ン	エリア	本質的価値を構成する 主要素	整備の対象と なる遺構	整備方針
歴史空間ゾーン	C 区 大切岸	C-1： 大切岸	①歴史的な人為的地形（大切岸、平場） ②自然地形（丘陵） ③埋蔵遺構（石切遺構）	地上（大切岸、平場） 地下（該当なし） ・大切岸は、切り立った崖面のダイナミックな景観を保全するため、対策が必要な箇所の保存処理を講ずる。 ・大切岸前面の平場には、整備の対象となる遺構はないため、遺構の表現は行わない。 ・尾根筋の通行路は、転落の危険性が高い箇所が確認されたため、代わりに大切岸前面の平場に園路を新設し、メインの通行路とする。 ・前面の平場は、大切岸や逗子市街、相模湾の眺望を確保する。
		C-2： 石切場跡	該当なし	地上（石切場跡） 地下（該当なし） ・当地が、近代まで利用されていた石切場であることを現地で公開する。
それ以外のゾーン	D 区 管理運営施設ゾーン・公開活用・	D-1： 小坪階段口	①歴史的な人為的地形（平場）	該当なし ・メインの入り口として、史跡全体の案内や便益機能を持った空間を整備する。
		D-2： 亀が岡団地口		該当なし ・住宅地に近接しているため、住民への悪影響を考慮し、来訪者の入り口としての整備は行わない。 ・主に管理や緊急時用の入り口として、必要な機能を持った空間を整備する。
	E 区 緑地景観保全ゾーン	E-1： A～D 区以外	①歴史的な人為的地形（平場、切岸） ②自然地形（丘陵） ③埋蔵遺構（未確認）	該当なし ・基本的に現状を維持する。 ・緑地の適正な植生管理を行い、景観の保全に努める。 ・原則として、来訪者の立ち入りを禁止する。

6. 整備スケジュールの再編成（整備基本計画の見直し）

史跡名越切通における整備スケジュールについては、平成16年度に策定した「整備基本計画」において「短期整備」（平成21年度まで）＝まんだら堂やぐら群以外のエリアの整備、「中期整備」（平成24年度まで）＝まんだら堂やぐら群の整備（遺構の表現整備も含む）、「長期整備」（平成27年度まで）＝指定地周辺の整備という計画が示されている。当初、この整備スケジュールに沿って事業を推進する予定であったが、①まんだら堂やぐら群の早急な公開に対する市民の要望が強いこと、②やぐらと関連する地下遺構の表現整備を行うためには、やぐらに付随する平場の空間利用のあり方を解明する必要があり、そのための発掘調査に長期間を要すること、③整備全体の概算事業費（詳細は第7章参照）と単年度に捻出できる整備事業費を勘案すると、長期整備が終了する平成27年度までに整備が終了しないこと、など史跡を取り巻く情勢の変化に伴い、整備スケジュールの再検討を行った。

整備スケジュールを再検討した結果、平成27年度までを「第1期整備」、平成28年度以降を「第2期整備」と位置付け、それぞれ以下のような整備を行うこととする。

- 第1期整備：切通・緊急性の高いやぐら・大切岸の保存処理工事
公開活用施設・管理運営施設の設置工事、植生管理
遺構の表現整備を目的とした学術調査
- 第2期整備：学術調査結果を踏まえた地下遺構の表現整備
未対策やぐらの保存処理工事、実施済み遺構の追加工事
ガイダンス施設等の設置、周辺整備 等

整備内容の詳細を図2-3に示す。

「整備基本計画」における整備スケジュール

新 整備スケジュール

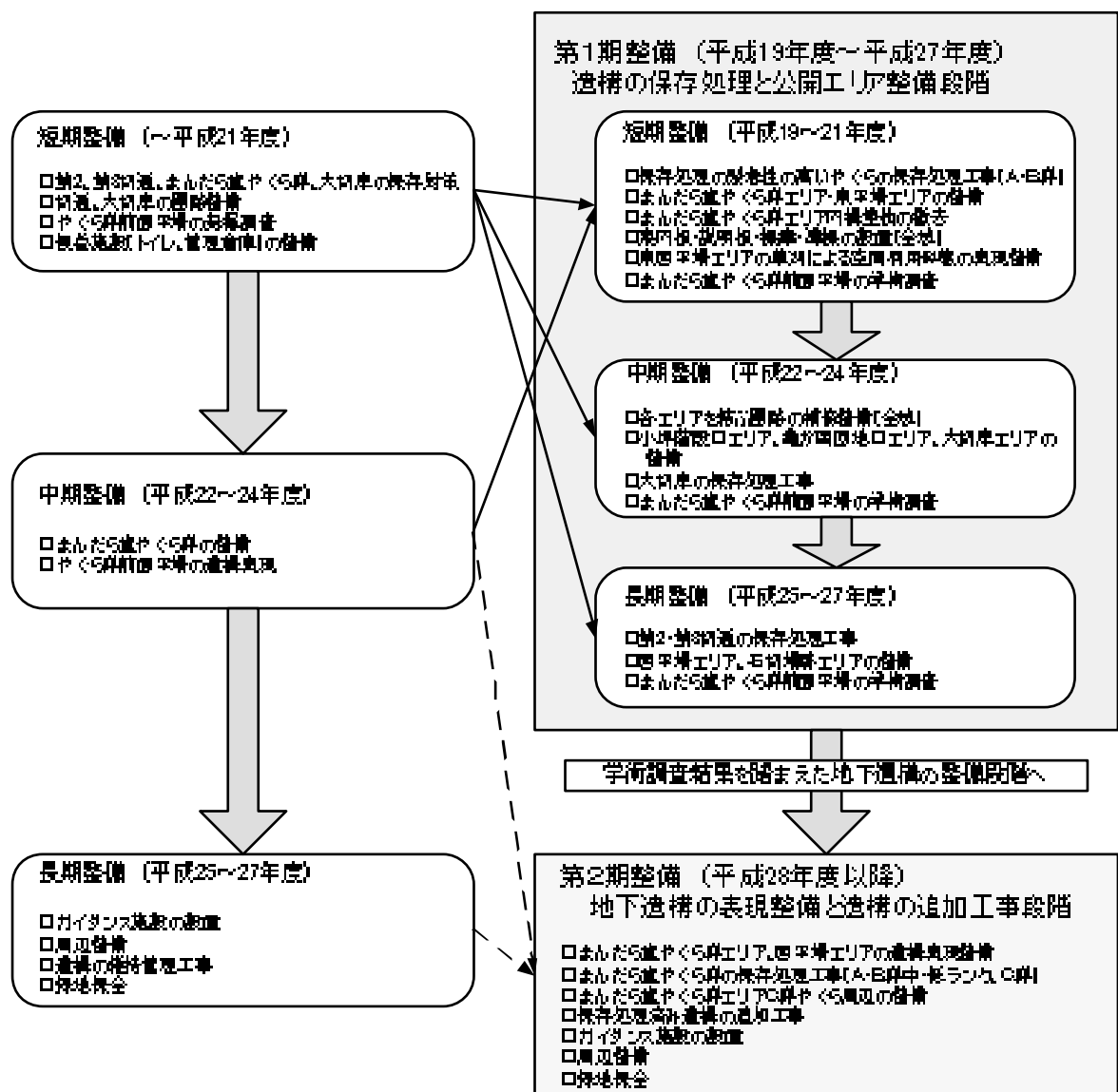


図2-3 整備スケジュールの見直し